

事務ガイドライン（第一分冊：預金取扱い金融機関関係）の一部改正について

1. 「金融再生プログラム」（14年10月30日）及び同作業工程表（14年11月29日）を受け、第三者割当増資時のコンプライアンスについて、本日、事務ガイドライン（「金融監督等にあたっての留意事項について」）を別添のように改正し、併せて各財務局に通知した。
2. 改正内容は以下のとおりである。
 - 1-8 資本の額の増加の届出の手続き等について（新設）
 - 1-8-1 第三者割当増資について
 - 1-8-2 銀行が第三者割当増資を行う方針を決定したときにおける取扱い
 - 1-8-3 銀行が新株発行（条件）の決議を行ったときにおける取扱い
 - 1-8-4 資本の額の増加の届出
 - 1-8-5 第三者割当増資終了後の取扱い
3. 実施時期

平成15年2月21日

1-8 資本の額の増加の届出の手続き等について

1-8-1 第三者割当増資について

- ・ 銀行の増資（普通株式及び優先株式）の形態には、公募増資、第三者割当増資等があるが、公募増資は、通常、株式を公開している銀行が証券会社を引受人として行われるので、法令等遵守の観点からも相応のチェック機能が働くと考えられる。
- ・ しかしながら第三者割当増資については、預金及び貸出等の業務を営む銀行が取引先等に対し直接に割当てを行うので、例えば「資本充実の原則」との関係や「優越的な地位の濫用」の防止等、法令等遵守に係る内部管理態勢の確立について、健全性や誠実さ等の観点から、特に十分な経営努力が払われる必要がある。
また、増資は恒常的に行われるものではないことから、こうした増資に関するコンプライアンス態勢については、増資の都度、取締役会の責任において、全行的に構築され、行内に徹底される必要がある。
- ・ ついては、銀行法上、増資は届出事項とされていることを踏まえ、第三者割当増資時のコンプライアンスについては、以下のように取扱うものとする。
- ・ なお、以下の事務手続きは、一般的な第三者割当増資のスケジュール（注）を想定して監督上の事務フローを定めたものであり、ケースにより異なる対応が必要な場合、あるいは銀行持株会社の行う第三者割当増資については、適宜、読み替えて対応するものとする。
また、法第14条の2の規定に基づく自己資本比率の基準を定める件（平成5年大蔵省告示第55号。以下、1-8において、告示という。）第4条第3項等に定める基本的項目に該当する海外特別目的会社が発行する優先出資証券についても、適宜、読み替えて対応するものとする。

- （注）① 取締役会において、第三者割当増資を行う方針決議
② 割当先名簿の作成
③ 取締役会において、新株発行（条件）決議
④ 有価証券届出書の提出
⑤ 取得の申込みの勧誘、申込み及び払込み

1-8-2 銀行が第三者割当増資を行う方針を決定したときにおける取扱い

- (1) 銀行が取締役会において、第三者割当増資を行う方針を決議したときは、当該銀行に対し、速やかに法第53条第1項第4号（注1）に定める届出（別紙様式4-7-1）を求めるとともに、商法、独占禁止法及び証券取引法等の諸法令に従い適切に実施するための法令等遵守に係る内部管理態勢全般（注2）に関する資料の添付を求めることとする。

（注1）優先出資証券については、施行規則第35条第1項第23号に定める届出

（注2）① 基本的な経営姿勢

- ② 資本充実の原則の遵守等
- ③ 優越的な地位の濫用等不公正な取引の防止
- ④ 商品性の適切な説明等
- ⑤ 適正なディスクロージャーの確保
- ⑥ 遵守状況の事後的な点検体制の整備

(2) 届出を受けた内部管理態勢全般を検証し、その適切性に疑義が認められる場合には、必要に応じ、①法第24条に基づき報告を求め、または、②重大な問題があると認められる場合には、法第26条に基づき業務改善命令を発出するものとする。

以下は、検証の際の着眼点を類型化して例示したものである。

イ. 基本的な経営姿勢

- ① 取締役会が、第三者割当増資に関する法令等遵守の重要性を理解し、全行的な態勢整備を行っているか。
 - ・ 例えば、適切に区分された事務の区分毎に、決定権限と責任の所在（担当役員、統括部門等の特定を含む）が明確になっているか。
- ② 取締役会は、単に行内規則の制定、通知の発出等にとどまらず、行員への周知・徹底を確実に図ることとしているか。また、行内における監視・牽制機能を実効性あるものとしているか。
- ③ 取締役会が、商法、独占禁止法及び証券取引法等の法令等に関し、必要に応じ、弁護士や監査法人から文書による意見を求める等、コンプライアンス上万全な対応をとることとしているか。
- ④ 銀行持株会社が第三者割当増資を行う場合、子銀行の関与のあり方について、適切に対応することとしているか。

ロ. 特に留意すべき事項

増資に際し遵守すべき全ての法令等に対して、十分なコンプライアンスを確保することとしているか。

特に下記の点について、十分な遵守態勢が構築されているか。

(イ) 商法の「資本充実の原則」の遵守及び「銀行の自己資本としての健全性（安定性・適格性）」の確保

- ① 割当先名簿の作成及び取得の申込みの勧誘に係る方針は、「資本充実の原則」及び自己資本としての健全性の確保の観点から十分踏まえたものとなっているか。必要があれば、融資取引先に対する割当てについて、その適法性等に関する弁護士等の意見書を踏まえて対応することとしているか。
- ② 少なくとも、以下のような問題のあるケースについての取扱いは、明確にされているか。

- ・ 財務の実態等を勘案すると、返済能力や意思のない先に、直接または迂回して融資等の信用供与を行い、その融資等の信用供与による資金で増資払込みを行わせる場合
- ・ 増資引受先の株式保有リスクを何らかの形で銀行（グループ）が肩代わりしている場合

（注）なお、信用リスク管理の観点からは、経営改善支援に注力すべき融資取引先に増資払込みを行わせることのないよう、業況や財務内容等を十分見極める必要があることに留意する。例えば、債務者区分が「要管理先」以下の債務者に対し、増資払込みを行わせることは、信用リスク管理の適正の観点から問題であることに留意する。

（ロ）不公正な取引の防止（独占禁止法、証券取引法等）

① 独占禁止法関係

独占禁止法が禁止している不公正な取引方法に該当する行為、例えば「優越的な地位の濫用」の発生をどのように防止しようとしているか。

② 証券取引法関係

証券取引法が禁止している不公正な取引（インサイダー取引、有利買付け等の表示の禁止等）に該当する行為の発生をどのように防止しようとしているか。

（ハ）適正なディスクロージャーの確保（証券取引法等）

① 証券取引法に定める増資手続き（有価証券届出書の提出と勧誘行為、目論見書の作成・交付、有価証券届出書の効力発生等）を遵守するための措置が講じられているか。

- ・ 例えば、有価証券届出書の提出前における割当先名簿の作成は行内の準備作業であり、取得の申込みの勧誘は有価証券届出書が提出されていなければできないこと等、基本的な留意事項を行員に徹底することとしているか。

② 中でも、有価証券届出書及び目論見書作成に当たって、自己資本比率規制等の銀行特有の規制及び当局による金融検査の存在等を踏まえ、投資家保護上万全を期すこととされているか。また、真に重要な「リスク情報」を、分かりやすく、かつ、簡潔に開示することとしているか。

- ・ 例えば、「組込方式」又は「参照方式」の有価証券届出書及び目論見書を作成する場合でも、有価証券届出書の提出日現在の「リスク情報」を記載する必要があることを認識して、対応することとしているか。

- ・ 例えば、有価証券届出書提出後においても、投資家保護上重要な事実が発生した場合には、訂正届出書を提出する必要があることを認識して、対応することとしているか。

③ その他、財務内容等について誤認を与えるような表示の防止

- ・ 増資の勧誘に当たって、目論見書（及び有価証券届出書）以外の情報を利用する場合、目論見書の内容と異なる内容となっていないか。
- ・ 実際には、勧誘にあたっての資料として、業績予想修正（注1）、四半期開示（注2）、IR資料及び役員の記事会見等、当該銀行に関する（特に財務内容に関する）表示が利用されることが多い。
こうした現状に鑑み、増資を予定している銀行は、こうした表示が割当先に対し、当行の財務内容について誤認を与えることの無いよう万全の措置を講じることとしているか。

（注1） 経済情勢の大幅な変化または当局による金融検査の結果等により必要となった場合に、当期の業績予想を適切に修正発表しているか。

（注2） 例えば、第一四半期（4月～6月）及び第三四半期（10月～12月）の四半期開示においては、それぞれ9月末及び3月末の見込み自己資本比率に関する予想値が記載されているが、明確な根拠の無い見込値または蓋然性の検討を欠いた見込値となっていないか。

（二） 商品性の適切な説明等（コンシューマー・コンプライアンス）

- ① 増資の勧誘等に際しての顧客への説明方法及び内容が、民法、金融商品販売法等の観点から、適切なものとなっているか。

（注） 銀行が第三者割当増資を行うことは、金融商品販売法の「金融商品販売業者等」に該当し、同法の説明義務を負うこととなる可能性に対して、弁護士等の意見を踏まえて対応することとしているか。

- ② 特に、銀行の場合、預金等との誤認を防止することが重要であり、そのための十分な措置を講じているか。

- ・ 割当先の知識、経験及び財産の状況を踏まえ、書面の交付その他の適切な方法により、預金等との誤認を防止するための説明を行うこととしているか。

（注） 少なくとも個人に対しては、書面の交付による対面説明、書面への双方の署名・捺印、一定期間の記録保管等の措置を講ずることとしているか。

- ・ 誤認防止のための説明内容は、預金等ではないこと、預金保険の対象とはならないこと、元本が保証されていないこと等を含む十分なものとなっているか。

ハ. 遵守状況の事後的な点検体制の整備

- ・ 増資手続きの進行に応じて、コンプライアンスの遵守状況について全行的な事後点検を行う体制を整えているか。

1-8-3 銀行が新株発行（条件）の決議を行ったときにおける取扱い

- (1) 法第53条第1項第4号に定める届出（別紙様式4-7-2）の速やかな提出を求めるとともに、内部管理態勢全般の点検結果等に関する資料の添付を求めるものとする。
- (2) 届出等において、銀行の対応の適切性に疑義が認められる場合には、必要に応じ、
 - (イ) 法第24条に基づき報告を求め、または、
 - (ロ) 重大な問題があると認められる場合には、法第26条に基づき業務改善命令を発出し、
 - (ハ) さらに、①有価証券届出書に記載すべき重要な事項の記載が不十分である場合、または、②記載すべき重要な事項または誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けている場合等に該当することが明らかなきときには、その旨を証券監査担当部局へ連絡する等の対応を行うものとする。

1-8-4 資本の額の増加の届出

払込期日に法第53条第1項第4号に定める届出（別紙様式4-7-3）を求めるものとする。

1-8-5 第三者割当増資終了後の取扱い

- (1) 第三者割当増資終了後6ヶ月間、銀行は法令等遵守に関する内部管理態勢について事後点検を行い、その結果について、法第53条第1項第4号に定める届出の添付資料の追加提出を求める。
- (2) 届出等において、銀行の対応の適切性に疑義が認められる場合には、必要に応じ、①法第24条に基づき報告を求め、または、②重大な問題があると認められる場合には、法第26条に基づき業務改善命令を発出するものとする。